

放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（RI 規制法施工規則）では、第 20 条第 1 項第 5 号、第 2 項第 4 号、第 3 項第 4 号において、放射線測定器について「点検及び校正を、1 年ごとに、適切に組み合わせて行うこと」と規定されています。これは、測定の信頼性を確保するために、定期的な点検と校正が必要であることを明確にしています。

「点検と校正を適切に組み合わせる」とされているため、必ずしも毎年両方を行う必要はなく、計画的に組み合わせて実施することが求められています。ただし、多くの事業者は信頼性確保のため、年に 1 回以上の点検・校正を推奨しています。

高知県診療放射線技師会では、校正を行いながらサーベイメーターに関する知識を深める講習会として開催いたします。

日 時：令和 7 年 8 月 2 日（土） 15:00～

場 所：総合あんしんセンター（高知市丸の内 1 丁目 7 番 45 号）

高知県診療放射線技師会事務所会議室（2 階）

校正費用：10,000 円/台 （会員以外 20,000 円/台）

→15,000 円/台

→30,000 円/台

※諸般の事情により、校正費用が上記の通りになっております。

電離箱サーベイメーターとシンチレーションサーベイメータは、現場で校正可能です。GM サーベイメーターは、 $\mu\text{Sv/hr}$ を測定するタイプのもの（検出器が小口径）は、現場では校正不可能です。測定器のメーカーによっては、使用方法がわからないなどの理由により、うまく校正が実施できない場合があります。業者さんに持って帰ってもらい、校正できる場合もあります。

※校正希望の方は、台数を把握するために、必ず近森病院の中村まで連絡をください。

お問合せ先：近森病院 中村伸治

Email：sin_229581@yahoo.co.jp